

第24回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年6月20日（木）午後1時30分

場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

(1) 議案第1号 令和2年度農林関係税制に関する要望について

(2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

(4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 議案第5号 非農地証明願について

(6) 議案第6号 農用地利用集積計画について

(7) 議案第7号 農地中間管理事業について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1 番 木村 光一 2 番 清水 真理子

3 番 石崎 陽一 4 番 唐橋 洋子

5 番 小沼 伸枝 6 番 吉成 一

7 番 助川 悦夫 8 番 越沼 良

9 番 鈴木 賢一 10 番 相馬 和恵

11 番 細岡 則雄 12 番 高崎 真一

13 番 佐藤 長次 14 番 荒井 一夫

15 番 中山 知代子 16 番 阿見 芳

17 番 津久井 勝之

6 欠席委員 なし

7 本委員会に出席した職員

(1) 事務局長 長谷川 淳

(2) 農業振興係長 伊 藤 甲 文

(3) 農地調整係長 海 野 計 洋

(4) 農地調整係主査 須 藤 義 尚

(5) 農業公社事務局係長 小 林 正 尚

(6) 農政課農政係主事 和 久 翔一郎

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局（長谷川 淳） それでは早速荒井会長のご挨拶からお願いします。

議長挨拶（荒井 一夫） <あいさつ>

議 長（荒井 一夫） 本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第24回農業委員会総会を開会いたします。

議 長（荒井 一夫） 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長（荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には15番中山委員、16番阿見委員を指名いたします。会議の書記につきましては伊藤係長にお願いいたします。

それでは議事に入ります。はじめに議案第1号「令和2年度農林関係税制に関する要望について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（伊藤 甲文） <総会資料に基づき読み上げ1ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<中山委員挙手>

中山 知代子委員 これはいちごだけの問題ではなく、菊農家などもありますので、是非一般的にやっていただく方がいいのではないかと思います。

議 長（荒井 一夫） 議長という立場からであります。この文言を若干変えて提出すればと思います。ちょっと私なりに考えているところですが、この文言ではいちご農家だけということなので、施設園芸全般として冬場に重油燃料を燃やす方が対象となるような文言にしてはと考えておりますが、いかがでしょうか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） それでは、採決に入りますが、ここではどういう文言にするかは別として、本議案について、原案を一部修正して要望することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第1号は、原案を一部修正して要望することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は4件あります。はじめに事務局からの説明を願

います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料の読み上げとともに3番の新規就農者について説明。2ページ>

3番、こちらの譲受人は、事由にもあります通り、今回新規就農者という形での取得申請になります。去る6月13日木曜日、所在農地が狭原地区ということで、清水農業委員、担当地区である阿久津推進委員同席のもと事務局とで、農地取得後の営農計画につきまして、聞き取りによる面談を行いました。

申請者の住所は美原になりますが、当該農地は譲受人の妻の実家が近隣ということで、相対により以前から通いで耕作していました。作業の中心を担う息子がいますが現在勤め人で、ゆくゆくは退職して農業経営をしていく意向はあるようですが、時期は未定で、所有者側からの意向や、数年前に定年退職し改めて農業経営をしていくため、今回売買による許可申請が提出されました。機械についても今年トラクターを購入され、農地につきましても下限面積は満たしておりますがあてがあれば拡大していきたい意向で、地元委員や関係機関に相談されること、今後のためにも部会や組合に入られること、年間を通してできる作物を増やすことなどを指導し、農業経営に支障がないことの確認をしたことを報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 続きまして、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。細岡委員。

現地調査担当委員 (細岡 則雄) 報告申し上げます。去る6月14日に、事務局とともに現地調査班第3班が現地調査を行いましたので、代表いたしまして、調査結果について報告いたします。

ただいまの農地法第3条の規定による許可申請4件について、地元推進委員および事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われまます。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程します。申請件数は1件であります。

はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ、3ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。細岡委員。

現地調査担当委員 (細岡 則雄) 調査結果についてご報告します。ただいまの農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請1件について、地元推進委員と現地調査したところ何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) それでは、質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認すること賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は8件あります。事務局から説明を願います。

事務局 (海野 計洋) <総会資料に基づいて読み上げ。4～11ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。細岡委員。

現地調査担当委員 (細岡 則雄) 調査結果について報告いたします。ただいまの農地法第5条の規定による許可申請8件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決をいたします。本議案について、申請番号8番を除いて、原案のとおり許可することとし、また、8番を許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、ご起立を願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は申請番号8番を除いて、原案のとおり許可することといたします。また、8番を許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は1件です。はじめに事務局の説明を求めま。

- 事務局 (海野 計洋) <総会資料に基づいて読み上げ。12ページ>
- 議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。細岡委員。
- 現地調査担当委員 (細岡 則雄) 調査結果について報告いたします。ただいまの非農地証明願1件について地元推進委員と現地調査をしたところ、申請地及び周辺の状況から見て、20年以上前から非農地であったもの、また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われれます。以上報告いたします。
- 議長 (荒井 一夫) 事務局からの説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
- <挙手なし>
- 議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。
- <全委員起立>
- 議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり証明することといたします。
- 次に、議案第6号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。
- 事務局 (小林 正尚) <総会資料に基づいて読み上げ、13～17ページ>
- | | |
|--------------|------|
| 農地所有者代理事業 | 計11件 |
| 農地売買等事業 | 計 8件 |
| 農地中間管理機構特例事業 | 計10件 |
- 議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
- <中山委員挙手>
- 中山 知代子委員 この中に、有限会社の農場がありますが、公社で譲り受けするときに、地元への声掛けはしないのでしょうか。集積を考えると地元の人にやってもらい、まとめた方がいいのではないかと思います。
- 事務局 (小林 正尚) 結果的には売り主の方からほとんど決まったような形で話が来るのが実態となっています。そうすると公社も撤回できないというか…
- 中山 知代子委員 地元の人との関係、基盤整備の関係などいろいろな問題が出てくると思うが、うまくやっていただけるのでしょうか、後々問題にならないのでしょうか。
- 事務局 (小林 正尚) 今回も他に何件かあったのですが、小滝のヤマギシズムがあったところは、お分かりですよね。そこの南東側がほとんどになりまして、田んぼだけではなく一部山林も入っている。地権者は数名いる

のですが、この譲受人が山林も含めての交渉を地権者と行っています。

また、ここは開田なので、土地改良関係については全く関係ないと聞いております。

中山 知代子委員 ならば地元の方がいいのかなと思います。

助川 悦夫委員 すみません。隣接者なので、うちの方にも売買の話が来ております。だいたい、相対で決まってから公社へ話を持ち込むので、地元でもわからない。値段も地元の人からすると少し高い。

議長 (荒井 一夫) ただ今いろいろご意見が出たのですが、まず、こちらで指名しますので、それから発言されるようお願いいたします。

公社が直接誰でもいいからというものは、地元には話がありますが、大半は決まってから公社に話があるというのが実態だそうです。来た時には地元を優先的に紹介してくださいという申し入れも私の方でも行っております。その他ありますか。

<助川委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 助川委員どうぞ。

助川 悦夫委員 先ほどはすみませんでした。補足ですが、先ほどの譲受人が那須塩原で改良区内に19ヘクタールほど入っています。山林も含めると約30町歩あります。那須野ヶ原土地改良区が農場を案内しているそうです。

議長 (荒井 一夫) ありがとうございます。他にございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は、原案のとおり承認することといたします。

次に議案第7号「農地中間管理事業について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (和久翔一郎) <総会資料に基づいて読み上げ、18～19ページ>

農用地利用集積計画 計2件

農用地利用配分計画 計2件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願いま

す。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり承認することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

<湯津上地区の碎石を敷き詰めた農地について協議>

<6月18日付で「農地改良に係る事前協議書」が提出されており、その改良作業期間6ヵ月を待って、その時点で完了しなければ原状回復していただくことを所有者に指導することを決めた。>

議長 (荒井 一夫) 以上で第24回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時30分 閉 会